

新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援事業における支援金の誤支給について

横浜市では、市民の皆様が身近な場所でPCR検査等を受けられるよう、横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター等で医療機関を紹介しています。また、令和2年9月から、PCR検査等を実施可能な医療機関として紹介することに同意をいただいている医療機関を対象に、月ごとの検査実績に応じた支援金をお支払いしています。

このたび、令和3年10月、11月分の支援金を算定する際に、いずれも誤って9月分の検査実績をもとに計算してしまった部分があり、支援金を支給した248医療機関のうち、過払いが151医療機関（総額1,600万円）、支払い不足が7医療機関（総額45万円）あることが判明しました。

今後、過払い分については返還をお願いするとともに、支払い不足分についてはお支払いしてまいります。

1 経過

令和4年4月11日	当該支援金の対象である市内A医療機関から令和3年10月分、11月分の支給額に誤りがあるのではないかとの問合せがありました。すぐに支給状況を確認したところ支援金の算定に誤りがあることが判明しました。
令和4年4月12日	これまでの支給状況をすべて確認し、過払いが151医療機関、支払い不足が7医療機関あることが判明しました。なお、10月分、11月分以外に間違いはありませんでした。
令和4年4月19日～	誤った額を支給してしまった全医療機関に、電話で謝罪し誤支給があったことをお伝えするとともに、詳しい内容を記したお手紙をお送りしました。

2 誤支給について

- (1) 対象医療機関 市内158医療機関
(うち、過払い分151医療機関、支払い不足分7医療機関)
- (2) 誤支給の額 過払い分 : 総額1,600万円（1医療機関あたり、5万円～30万円）
支払い不足分 : 総額 45万円（1医療機関あたり、5万円～10万円）

3 誤りの原因

支援金の算定根拠となるPCR検査等の実績は、審査支払機関（神奈川県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金神奈川支部）から月ごとに送付される診療報酬請求の情報をもとにしています。今回、10月分と11月分の支援金の算定にあたり、神奈川県国民健康保険団体連合会分の情報について、いずれも誤って9月分のデータを参照して計算していました。

4 再発防止策

検査実績のデータを参照する際に、参照作業を行う職員とは別の職員が当該月のデータであるかをダブルチェックします。

また、チェックシートを作成し、いつ、誰が作業をして、確認したかなどを記録することにより、確認漏れ等を防止します。

【参考】新型コロナウイルス感染症患者受入支援事業

横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンターや区役所等への相談に対して、PCR検査等を実施可能な医療機関として紹介することに同意をいただいている医療機関を対象として、月ごとの検査実績に応じた支援金（※）を支給する事業です。支援金の算定根拠となるPCR検査等の実績は、審査支払機関（神奈川県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金神奈川支部）から月ごとに送付される情報をもとにしています。また、支援金は原則として2か月分をまとめて各医療機関にお支払いしています。

※支援金の金額

1か月あたりの検査実人数	支給額/月
0～20人	—
21人～40人	10万円
41人～60人	15万円
61人～80人	20万円
81人～100人	25万円
101人～	30万円

お問合せ先

健康福祉局健康安全課健康危機管理担当課長 木野知 裕 Tel 045- 671-2468